

函 福 包

令和 6 年(2024 年) 6 月 1 9 日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

○函館市低所得世帯臨時特別給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 1 0 万円給付金およびこども加算）に係る確認書等の送付について

（保健福祉部地域包括ケア推進課）

函館市低所得世帯臨時特別給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 10 万円給付金およびこども加算）に係る確認書等の送付について

1 確認書等の送付および申請手続き

支給対象と見込まれる世帯のうち、

- (1) 世帯主が公金受取口座を国へ登録している世帯（令和 5 年 1 月 2 日以降に転入した方がいる世帯を除く）[約 2, 000 世帯]

公金受取口座への給付金の振込みを知らせるハガキを令和 6 年 6 月 19 日（水）に郵送します。（申請手続き不要）

なお、振込口座を変更する方や受給を辞退する方はハガキに記載されている期日までにコールセンター（☎0120-355-522）へ連絡が必要となります。

- (2) (1)以外の世帯 [約 4, 000 世帯]

確認書およびオンライン申請用二次元コード（令和 5 年 1 月 2 日以降に転入した方がいる世帯にあっては申請書）を令和 6 年 7 月 1 日（月）に郵送する予定です。

内容を確認のうえ確認書（申請書）を返送するか、オンライン申請を行っていただきます。

2 函館市低所得世帯臨時特別給付金の概要

- (1) 事業の目的

物価高騰の現下の状況に鑑み、低所得者を支援するため、函館市低所得世帯臨時特別給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 10 万円給付金およびこども加算）を支給します。

- (2) 支給対象世帯・支給額 等

別紙のとおり

別紙

支給対象世帯	基準日（令和6年6月3日）時点で函館市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度において新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯（ただし、令和5年度の非課税給付または住民税均等割のみ課税給付の対象となった世帯と同一の世帯および当該世帯の世帯主であった方を含む世帯を除く。） ※1 世帯全員が、住民税課税者の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと。 ※2 世帯の中に住民税所得割課税となる所得があるにも拘らず、未申告の方がいないこと。 ※3 世帯の中に租税条約による住民税の免除の適用を届け出ている方がいないこと。
支給額	1世帯当たり10万円 なお、世帯に18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる場合は、「こども加算」として児童1人当たり5万円を加算
申請方法等	支給対象と見込まれる世帯のうち、 (1) 世帯主が公金受取口座を国へ登録している世帯（令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯を除く。） 公金受取口座への給付金の振込みを知らせるハガキを令和6年6月19日（水）に郵送します。 申請手続きは不要となりますが、振込口座を変更する方や受給を辞退する方はハガキに記載されている期日までにコールセンター（☎0120-355-522）へ連絡してください。 (2) (1)以外の世帯 確認書およびオンライン申請用二次元コード（令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯にあっては申請書）を令和6年7月1日（月）に郵送する予定です。 内容を確認のうえ確認書（申請書）を返送するか、オンライン申請を行ってください。
支給時期	確認書（申請書）を受付後またはオンライン申請後、3週間程度で支給する予定（受付状況等により、支給が前後する場合があります。） ※ なお、世帯主が公金受取口座を国へ登録している世帯には、令和6年7月17日（水）に公金受取口座へ振り込む予定
申請期限	令和6年10月31日（木）必着 ※ 期限までに申請がない場合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。
お問合せ	コールセンター（☎0120-355-522） 平日午前9時～午後5時 ※ 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に函館市に避難している方で住民票を移すことができない場合でも対象となる可能性がありますので、配偶者暴力相談支援センター（☎21-3010）にお問合せください。